

特定個人情報取扱規程

第1条 (目的)

本規程は、佐藤労務行政事務所(以下、「当事務所」という)が個人情報及び特定個人情報(以下、「特定個人情報等」という。)の適正な取扱いを確保するために必要な事項を定める。

第2条 (定義)

本規程に掲げる用語の定義は、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号等に関する法律」(以下、「番号法」という。)その他の関係法令の定めによる。

2 尚、頻度の高い用語を以下に再掲する。

- ・ 個人情報：「個人情報の保護に関する法律」(以下、「個人情報保護法」という)第2条第1項に規定する個人情報。生存する個人の氏名、生年月日等で、他の情報と照合し特定の個人を識別できるもの。
- ・ 個人番号：「番号法」第7条第1項又は第2項の規定で、住民票コードを変換し得られる番号。
- ・ 特定個人情報：個人番号を含む個人情報。
- ・ 特定個人情報等：個人番号及び特定個人情報を併せたもの。
- ・ 特定個人情報ファイル：個人番号やこれに対応する符号をその内容に含む個人情報ファイル。
- ・ 個人番号利用事務：役所等が個人番号を利用する事務。
- ・ 個人番号関係事務：民間が役所等に提出する書類で個人番号を取扱う事務。
- ・ 従事者：当事務所で業務に従事するすべての者。
- ・ 事務取扱担当者、事務取扱責任者：当事務所で個人番号を取り扱う事務に従事する者、その事務を管理する責任者。
- ・ 管理区域、取扱い区域：特定個人情報ファイルのシステムを管理する区域、事務を実施する区域。

第3条 (適用範囲)

本規程は、当事務所の従事者、及び当事務所が取り扱う特定個人情報等を対象とする。

第4条 (当事務者が個人番号を取り扱う事務の範囲)

当事務所が、当事務所の従事者又は第三者から取得する特定個人情報及び委託契約書に基づく特定個人情報等の利用目的は、以下に掲げる個人番号を取り扱う事務の範囲とする。

1. 労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務
2. 雇用保険届出事務
3. 健康保険・国民年金・厚生年金保険の届出事務
4. 給与計算、給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務

2 前項 1号、2号、3号の事務には、適用、給付及び助成金を含む。

第5条 (基本方針の制定、周知)

当事務所は、特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針及び本規定を、従事者に周知させる。

第6条 (事務取扱担当者、事務取扱責任者)

事務取扱担当者は、特定情報等の取得、保管、利用、提供、開示、訂正、利用停止、廃止又は委託処理等の業務遂行に際して、番号法、他法令、本規定に従うものとする。

2 事務取扱責任者は、前項が円滑に行われるように指導、教育、監督を行うものとし、情報の漏えい、滅失、毀損がないように運用状況の確認、点検をしなければならない。

3 事務取扱責任者は、当事務所の責任者とする。

第7条 (特定個人情報等の取得、利用、保管、提供及び廃棄・削除)

当事務所は、特定個人情報を第4条の目的の範囲内で取得、利用、保管、提供し、その必要がなくなった場合は、速やかに適切な方法で廃棄又は削除する。

- 2 特定個人情報の取得に当たり、利用目的を連絡・通知する。
- 3 第1項の適切な方法とは、書類の焼却、溶解や復元不可能程度のシュレッダーによる細断、マスキング等をいう。又、個人情報が記録された機器、媒体は、物理的な破壊やデータ削除ファイルによる削除をいう。

第8条 (安全管理措置)

当事務所は、本業務従事者を限定、指名し、必要な教育の実施、業務記録の保管等、組織的・人的安全管理措置を講ずる。

- 2 当事務所は、特定個人情報の取得、利用、保存、提供、削除・廃棄に関し、取扱状況の記録、運用状況の記録、従事者の教育・監督、委託先の監督、及び第6項の技術的安全管理措置を講ずる。
- 3 特定個人情報の利用、保存、提供に関しては、前項に加えて特定個人情報を取扱う区域の管理、機器、電子媒体の盗難防止、及び持ち出す場合の漏えい等の防止について安全管理措置を講ずる。
- 4 特定個人情報の削除・廃棄に関しては、前2項に加えて第7条3項の安全管理措置を講ずる。
- 5 当事務所は、管理区域及び取扱区域を定め、入室者、持込機器の管理を行い、電子媒体の盗難、漏洩の防止のため物理的安全管理措置を講ずる。
- 6 特定個人情報にアクセスする者の制限、パスワードの設定、ウイルス対策ソフトによる外部不正アクセスからの防御を図る等、技術的安全管理措置を講ずる。

第9条 (従事者、委託先の監督)

当事務所は、従事者が特定個人情報を取り扱うに当たり、必要かつ適切な監督を行う。

- 2 事務の全部又は一部を委託する場合、当事務所と同等の安全管理が講じられるよう必要かつ適切な指導や監督を行う。

第10条 (特定個人情報の開示、訂正、利用停止等)

当事務所は、本人からその開示を求められた場合、事実と異なるとして訂正、追加、削除を求められた場合は、適切にこれに対応する。

本規定は、平成27年11月1日から実施する